百三十　［略］	百二十九　［同上］
（登録金融機関）	（登録金融機関）
第二条　金融商品取引法施行令第四十三条第二項の金融庁長官の指定する登録金融機関は、次に掲げる者とする。	**第二条**　［同上］
［一～七　略］	［一～七　同上］
［号を削る。］	
八　［略］	八　株式会社新銀行東京
九　［略］	九　［略］
十　［略］	十　［略］
十一　［略］	十一　［略］
十二　［略］	十二　［略］
十三　［略］	十三　［略］
十四　［略］	十四　［略］
十五　［略］	十五　［略］
十六　［略］	十六　［略］
十七　［略］	十七　［略］
十八　［略］	十八　［略］
十九　［略］	十九　［略］
二十　［略］	二十　［略］
二十一　［略］	二十一　［略］
二十二　［略］	二十二　［略］
二十三　［略］	二十三　［略］
二十四　［略］	二十四　［略］
二十五　［略］	二十五　［略］
二十六　［略］	二十六　［略］
二十七　［略］	二十七　［略］
二十八　［略］	二十八　［略］
二十九　［略］	二十九　［略］
三十　［略］	三十　［略］
三十一　［略］	三十一　［略］
三十二　［略］	三十二　［略］
三十三　［略］	三十三　［略］
三十四　［略］	三十四　［略］
三十五　［略］	三十五　［略］
三十六　［略］	三十六　［略］
三十七　［略］	三十七　［略］
三十八　［略］	三十八　［略］
三十九　［略］	三十九　［略］
四十　［略］	四十　［略］
四十一　［略］	四十一　［略］
四十二　［略］	四十二　［略］

備考　表中の［一］の記載は注記である。

○政治資金適正化委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成三十年五月二十三日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名
五四〇五	三〇、四、二六	**榊**　純一
五四〇六	三〇、四、二六	石川　雅実

○政治資金適正化委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成三十年五月二十三日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
二八五	渡辺　忠造	三〇、四、二六	本人からの申請
二四一三	堤　康次郎	三〇、四、二六	本人からの申請
四二一〇	安土　孝司	三〇、四、二六	本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第三十二号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成三十年五月二十三日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
二八九三	池田　利毅	二九六三	二九、一二、二八

○財務省・農林水産省告示第六号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十三日　財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　**齋**藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。